

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所 設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備））【19】

2. 日時：令和2年6月26日 13時35分～16時35分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 渡邊安全規制調整官 他6名

日本原子力発電株式会社：

担当者10名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、これまでに提出のあった資料を用いて、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請のうち、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能、緊急時制御室及び計装設備について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

なお、事業者から対面でのヒアリング開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

資料1・・・東海第二発電所 特定重大事故等対処施設安全審査スケジュール

資料2・・・東海第二発電所 格納容器圧力逃がし装置の施設区分の考え方について

※ 提出資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

以上